

官報

号外 昭和二十七年三月十八日

第十三回 衆議院會議録第二十一号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)

議事日程 第二十号

午後一時開議

第一 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 私立学校振興会法案(内閣提出)

第四 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

議員請願の件

日程第一 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 私立学校振興会法案(内閣提出)

日程第四 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時十一分開議

○議長(林護治君) これより會議を開きます。

○議長(林護治君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。第二百七十一番、東京都第六区選出、新井京太郎君。

〔拍手〕

○議長(林護治君) 第三百六十三番、東京都第六区選出、熊本虎三君。

〔拍手〕

○議長(林護治君) お諮りいたします。議員根本龍太郎君より、経済安定本部顧問としてビルマ國へ出張のため、三月十五日から三月三十一日まで十七日間、議員小西英雄君より、ハワイ旅行のため、三月十三日から三月二十五日まで十三日間、右いずれも請願の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり。

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

第一 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林護治君) 日程第一、農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案、日程第二、農業改良助長法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員公理事河野謙三君。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案
農林漁業資金融通法の一部を改正する法律

農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

4 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成に必要な資金のうち農業介庫(木炭又は薪の保管を主たる目的とするものを除く)の造成に係る資金であつて、昭和二十七年年度において交付するもの利率は、第三條の規定にかかわらず、年四分とする。

附則
この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)
農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中第三項及び第四項を削る。
第三條の次に次の一條を加える。
(農林省の試験研究機関の協力)

第三條の二 都道府県農林試験場は、この法律の目的を達成するために、農林省の試験研究機関に対して、必要な助言と協力を求めることができ、

第十四條第一項を次のように改める。

本條の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、左に掲げるものをいふ。

一 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。

昭和二十七年三月十八日 衆議院會議録第二十一号 新議員の紹介 議員請願の件 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十七年三月十八日 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案外一件

二 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。

三 前二号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

第十四條の次に次の二條を加える。

(専門技術員及び改良普及員)

第十四條の二 都道府県は、協同農業普及事業を行うため、専門技術員及び改良普及員を置く。

2 専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究をするとともに改良普及員を指導する。

3 改良普及員は、直接農民に接して農業又は農民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導にあたる。

(専門技術員及び改良普及員の任用資格)

第十四條の三 政令で定める資格を有する者でなければ、専門技術員又は改良普及員に任用されることできない。

第十六條を次のように改める。

(補助金の割当期日)

第十六條 農林大臣は、前條の提出

書類を審査の上、毎年三月三十一日までに本章の目的のために定められた予算の範囲内において、都道府県別に補助金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため、三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算の成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

(割当基準)

第十六條の二 農林大臣は、第十四條第一号の協同農業普及事業に係る補助金の都道府県別割当

については、左の各号の規定に従つて決定しなければならない。

一 当該予算総額の三割は、各都道府県の農業人口に応じて各都道府県に配分する。

二 当該予算総額の三割は、各都道府県の耕地面積に応じて各都道府県に配分する。

三 当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村の数に応じて各都道府県に配分する。

四 当該予算総額の二割は、天災のため又は農業資源の開発が不十分のために協同農業普及事業を施行することが困難な都道府県及び農業の発展のため緊急に協同農業普及事業の施行を必要とする都道府県に配分する。

第十六條の三 第十三條第一項の規定により都道府県に交付される補助金の額が、第十四條第一号の協同農業普及事業に係るものについては、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の倍額を七えるとき、同項第二号及び第三号の協同農業普及事業に係るものについては、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の倍額を七えるとき、同項第二号及び第三号の協同農業普及事業に係るもの

とする都道府県に配分する。

(都道府県の負担)

第十六條の三 第十三條第一項の規定により都道府県に交付される補助金の額が、第十四條第一号の協同農業普及事業に係るもの

については、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の倍額を七えるとき、同項第二号及び第三号の協同農業普及事業に係るものについては、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の倍額を七えるとき、同項第二号及び第三号の協同農業普及事業に係るもの

こえる部分については、当該都道府県は、これを受領することができな

きない。

第十七條中「前條」を「前二條」に改める。

第十九條を次のように改める。

(補助金の流用禁止)

第十九條 本章の規定により交付される補助金は、直接と間接を問はず、これを指定された事業以外に、又は指定された事業の間に流用してはならない。

第二十三條第一項中「第十六條第一項各号」を「第十六條の二各号」に、同條第四項中「第十六條第一項第四号」を「第十六條の二第四号」に改める。

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をえない期間内において、政令で定める。

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

(河野謙三君登壇)

○河野謙三君 たいま議題と相なりました。内閣提出、農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案並びに農業改良助長法の一部を改正する法律案に

関しまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

農林漁業資金融通法に基き国の特別会計から融通する農林漁業のための長期低利資金は、同特別会計に、昭和二十六年度において、当初予算並びに修正予算を通じて、一般会計より繰入れ五十億円、見返り資金より繰入れ四十億円、資金運用部より借入れ三十億円、合計百二十億円が計上され、昭和二十七年

度においては、一般会計より繰入れ七十億円、見返り資金より借入れ三十億円、資金運用部より借入れ三十億円、合計百二十億円が計上され、その貸付がおおむね順調に進捗いたして

おりますことは、今後における農林漁業の生産力の向上と、農林漁業者の経営の安定のために少くも貢献する

であろうと信ずる次第であります。ところで、この特別会計からの資金の貸

付利子は、その資金の性質上、一般に低利を旨として定められておりますが、農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧または取得に必要な資金に對します貸付利率は、最高八分、最低七分、平均七分五厘と相なつておるのであります。しかしして、米麦等食糧の集荷、配給、保管等の任に當る農業倉庫に對する貸付利率につきましても、現行法によれば、当然この共同利用施設に對する利率を徴せられるわけであり、国民食糧の確保のために農業倉庫の持つ重要性は今後ますます増大する趨勢にあるにもかかわ

らず、今日までの状態は、資金資材の不足のため、その新設補修は急のごとく進捗しておらないありさまでありますので、早急にかような事態を改善する目的をもちまして、政府は農業倉庫資金を、二十六年度に二十億円、二十七年

度に増加しては、一挙に増加して十二億円を割當し、農業倉庫対策を強力に実施せしめることとし、しかして右の金額のうち、二十七年度においては十億円を新設費に充當し、所要新設資金十二億五千万円のおおむね八割程度をまかない、陸地倉庫五百一棟、連合倉庫十棟の建設を促進する融資計画を立てておるのであります。しかるに、農業倉庫は一般の営業倉庫とは異なりまして営利を目的とせず、従つてとうてい高金利の負担に耐え得るものではないのであります。そこで政府

は、昭和二十七年年度において、農林漁業資金融通特別会計の資金を用い、農業倉庫の新設を行う分につきましては、一般の規定を排除して特に年四分をもつて貸付を行うこととし、そのために現行の農林漁業資金融通法の一部を改正し、同法の附則に新たに一項を追加したいというのが、この改正法律案を提出せられた理由であります。

本案は、去る三月十二日に政府側より提案理由の説明があり、翌十三日、二、三の委員から、資金の運用計画、貸付決定方針、麦の統制撤廃との関連性等について若干の質疑が行われた後、質疑を終局することとし、引続いて翌十四日、討論を省略して表決に付したのであります。本案の内容はきわめて時宜に投じたものとして各党とも異存なく、満場一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

次に農業改良助長法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行の農業改良助長法は、施行後すでに三箇年余りを経過したし、この間に農家の実態に即した試験研究ができるように試験研究機関を整備統合いたしましたので、次第にその成果をあげて来ておるのであります。また普及事業につきましても、専門技術員、改良普及員及び生活改良普及員の各普及職員の実態と相まって、農業技術の浸透、普及並びに農民生活の改善に多大の効果をもたらしておる次第であります。しかしながら、

がら、今月までの運用の経験に徴しまして、なお若干不備の点が認められまので、農業改良事業が一層円滑に運営できるように改正したいというのが、本案提出の理由であります。

改正の主要点を申し上げますと、およそ四点に要約できるとおもいます。第一点は、都道府県及びその他の試験研究機関に対し政府が助成する場合、試験研究機関の敷並びに交付資金総額に関する制限を撤廃して、有用な試験研究に對しましては広く適切な助成をすることができると改められたことであります。第二点は、農林省の試験研究機関が積極的に都道府県試験研究場を指導援助すること、すなわち事実上は実行しているのでありますが、法的には明文がございせんので、この点を新たに條文に規定いたしましたことあります。第三点は、協同農業普及事業の範圍を拡張いたしましたこと、農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業または農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の養成等の事業をこれに加えたことあります。第四点は、農業改良普及事業の直接の担当者であります専門技術員及び改良普及員の身分及び任務に關し現行法には明確な規定がございせんので、これを明文にいたし、その活動の促進をはかるようにいたしましたことあります。

本法法律案は、去る十二日、政府委員より提案理由の説明を聴取、翌十三日簡單な質疑を行い、さらに翌十四日、討論を省略して採決いたしました。が、全会一致可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上をもちまして御報告を終ります。(拍手)

○議長(林譲治君) 本日日程第一につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第二につき採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 私立学校振興会法案(内閣提出)

○議長(林譲治君) 日程第三、私立学校振興会法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員長竹尾式君。

私立学校振興会法案
私立学校振興会法
第一章 総則(第一條-第十條)
日次

第二章 役員及び職員(第十一條-第十六條)

第三章 評議員会(第十七條-第二十一條)

第四章 業務(第二十二條-第二十八條)

第五章 会計(第二十九條-第三十五條)

第六章 監督(第三十六條-第三十九條)

第七章 罰則(第四十條-第四十二條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一條 私立学校振興会は、私立学校の経営に關し必要な資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に對する援助に必要な業務を行い、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

(法人格)

第二條 私立学校振興会(以下「振興会」といふ)は、法人とする。

(定章)

第三條 この法律において「私立学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二條第二項に規定する私立学校をいふ。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第三條に規定する学校法人をいふ。

(事務所)

第四條 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五條 振興会の資本金は、三億九千万円と第三項の規定により出資された債権の額に相當する額の合計額とする。

2 政府は、振興会に對して、前項の三億九千万円を出資するものとする。

3 昭和二十一年四月一日から振興会成立の日の前日までの間において、賠償、震災その他の災害のため被害を受けた私立学校(学校教育法第九十四條の規定により廃止された法令による私立学校を含む)以下この項並びに第二十七條第一項及び第二項において同じ)の建物の復旧費及び私立学校の経営のため政府から私立学校を設ける者又は都道府県に對して貸し付けられた交付金の債権(以下「旧債権」といふ)及びこれらの債権を担保する権利は、振興会成立の日において、政府から振興会が承継するものとし、その債権の額に相當する額は、政府から振興会に對して出資されたものとする。

4 振興会は、必要があるときは、

昭和二十七年三月十八日 衆議院會議録第二十一号 私立学校振興会法案

<p>文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。</p> <p>5 政府は、前項の規定により、振興会がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内において、振興会に出資することができる。</p> <p>(定款)</p> <p>第六條 振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 事務所の所在地</p> <p>四 資本金及び資産に関する事項</p> <p>五 役員に関する事項</p> <p>六 評議員会及び評議員に関する事項</p> <p>七 業務及びその執行に関する事項</p> <p>八 会計に関する事項</p> <p>2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>(登記)</p> <p>第七條 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p>	<p>3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。</p> <p>(名称使用の制限)</p> <p>第八條 振興会でない者は、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第九條 振興会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。</p> <p>(法人に関する規定の準用)</p> <p>第十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不行爲能力)、第五十條(法人の住所)及び第五十四條(理事の代表権の制限)の規定は、振興会に準用する。</p>	<p>3 理事は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに欠員のときは、その職務を行う。</p> <p>4 監事は、振興会の業務を監察する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第十一條 役員は、任期及び欠格事由第十三條 役員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。</p> <p>2 役員任期は、二年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の任期期間とする。</p> <p>3 役員は、再任されることができない。</p> <p>4 学校教育法第九條(校長及び教員の欠格事由)の規定は、振興会の役員に準用する。</p> <p>(代表権の制限)</p> <p>第十四條 振興会と会長、理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合において、監事が振興会を代表する。</p> <p>(兼職の禁止)</p> <p>第十五條 会長、理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、これらの役員としての職務の執行に支障がないものと認め</p>	<p>めて文部大臣が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(役員及び職員地位)</p> <p>第十六條 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三章 評議員会</p> <p>(評議員会)</p> <p>第十七條 振興会に評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、十人以上二十人以上の評議員をもつて組織する。</p> <p>(評議員の職務)</p> <p>第十八條 左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p>一 定款の変更</p> <p>二 予算及び第三十五條の規定により文部大臣の認可を受けることを必要とする借入金の借入</p> <p>三 第二十四條第一項の規定による業務方法書の決定及び変更</p> <p>四 第三十三條第一項の規定による資本金の減少</p> <p>五 その他振興会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定めらるるもの</p> <p>第十九條 評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況又は役員職務の執行の状況について、会長に</p>	<p>対して意見を述べ、若しくはその諮問に答へ、又は会長から報告を徴することができる。</p> <p>(評議員の任命、任期及び欠格事由)</p> <p>第二十條 評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから、文部大臣が任命する。</p> <p>2 第十三條第二項及び第三項並びに学校教育法第九條(校長及び教員の欠格事由)の規定に、評議員に準用する。</p> <p>(評議員会の会議)</p> <p>第二十一條 評議員会は、会長が召集する。</p> <p>2 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。</p> <p>3 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。</p> <p>4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>6 前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p>
---	---	---	---	---

第四章 業務

(業務)

第二十二條 振興会は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行ふ。

一 学校法人に対し、その設置する私立学校の経営のため必要な資金(その施設のため必要な資金を含む。)を貸し付けること。

二 学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のために行ふ事業について助成を行ふこと。

三 私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行ふこと。

四 前各号に掲げる業務に附随する業務

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一條の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

3 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額並びに当該事業年度において第三十二條第一項の規定による特別積立金及び同條第二項の規定による普通積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲

内においてのみ、第二項第二号又は第三号の規定による助成を行うことができる。

(業務執行の非本原則)

第二十三條 振興会の業務は、第一條に規定する振興会の目的に従い、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならない。

(業務方法書)

第二十四條 振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限、助成の限度及び目的並びに第二十八條第二項の規定による代理業務に関する事項を記載しなければならない。

(貸付又は助成に係る審査)

第二十五條 振興会は、第二十二條

の規定による貸付又は助成を行うについては、学校法人その他貸付又は助成を受けようとする者の備えている条件について、その貸付又は助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

(貸付又は助成の制限)

第二十六條 振興会は、振興会に対し債務を負う学校法人(都道府県に對して貸し付けられた旧債権に係る資金を当該都道府県から貸し

付けられた学校法人を含む。)がその債務の元利償還を履行しない場合においては、当該不履行が災害その他の特別の事由による場合を除くほか、当該学校法人に対して、新たな資金の貸付又は助成を行わないものとする。

(旧債権の取扱)

第二十七條 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る元利金の支拂が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をしようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

2 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る債務の全部又は一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部又は一部を免除しようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

3 振興会は、前二項の承認をしようとする場合には、あらかじめ文部大臣の認可を受けなければならない。

4 振興会は、都道府県が第一項の規定による貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支拂方法の変更又は第二項の規定による債務の全部若しくは一部の免除をしたときは、当該都道府県に対する旧債権のうち当該貸付条件の変更等の措置がされた債権に相当する部分について、同様の措置をしなければならない。

(貸付業務の代理)

第二十八條 振興会は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第一号又は第三号の貸付業務の一部を代理させることができる。

2 振興会は、前項の規定により銀行その他の金融機関にその業務の一部を代理させようとするときは、その金融機関に対して代理業務に関する進則を示さなければならない。

第五章 会計

(事業年度)

第二十九條 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

(財務諸表)

第三十條 振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

翌年度の五月三十一日までに完成しなければならない。

(事業計画及び予算)

第三十一條 振興会は、毎事業年度、財務目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この條及び第三十三條第二項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完了後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(財務諸表)

3 会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に評議員会に報告しなければならない。

(利益金の処分)

第三十二條 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたとき

昭和二十七年三月十八日 衆議院會議第二十号 私立学校振興会法案

は、繰越欠損がある場合において、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお剰余があるときは、旧債権に係る債務の免除に因る損失の補てんに充てるため、旧債権の滞貸元本(当該事業年度末までに償還期の到来した元本のうち、その時点でまだ償還がされていないものをいう。以下この條において同じ)の総額に相当する金額に達するまで、これを特別積立金として積み立てなければならぬ。

2 前項の規定により特別積立金を積み立て、なお剰余金の残存があるときは、振興会は、同項に規定する損失以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を普通積立金として積み立てなければならぬ。

3 第一項の特別積立金は、旧債権に係る債務の全部又は一部の免除に因る損失の補てんに充てる場合を除くほか、取りくずしてはならない。但し、特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額をこえるに至つた場合において、そのこえる部分については、この限りでない。

4 第一項の特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額に満たなくなつた場合において第二項の普通積立金があるときは、その満たない

金額に相当する金額までの金額を普通積立金から特別積立金に組み替へなければならない。

5 第二項の普通積立金は、前項の規定により特別積立金に組み替へる場合及び第一項に規定する損失以外の損失の補てんに充てる場合を除くほか、これを取りくずしてはならない。

(資本金の減少)

第三十三條 振興会は、旧債権に係る債務の免除に因る損失が前條第一項の特別積立金を取りくずしてもなお補てんできないときは、文部大臣の認可を受けて、その補てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少することができ

2 振興会は、前項の規定による資本金の減少を行つたときは、遅滞なく、その旨及び資本金の減少を行つた日現在の財務諸表を官報に公告しなければならない。

(余剰金の運用)

第三十四條 振興会は、左の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 借入又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(借入金)

第三十五條 振興会は、文部大臣の定

める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

第六章 監督

(監督)

第三十六條 振興会は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第三十七條 文部大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第三十八條 文部大臣は、必要があるとき認めるときは、振興会に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十九條 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたと

きは、これを解任することができ

る。

一 この法律、この法律に基く文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。

二 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十條 振興会の役員又は職員が、第三十八條第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 左の場合においては、振興会の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の許可、認可又は承認(第五條第四項、第六條第二項、第二十二條第二項及び第三十三條第一項の規定による認可を除く。)を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又はこの法律に基いて発する政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律及び定款に規定しない業務を営んだとき。

四 第三十一條第三項又は第三十三條第二項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十四條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

六 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第四十二條 第八條の規定に違反して、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文部大臣は、設立委員を命じ、振興会の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。

5 振興会の会長が前項の事務の引継ぎを受けたときは、その引継ぎを受けた日において、振興会の会長、理事長、理事及び監事の全員は、

設立の登記をしなければならない。
 6 振興会は、設立の登記をすこ
 とに因つて成立する。
 7 振興会の会長は、振興会成立後
 すみやかに、政府に対して、出資
 金の拂込の請求をしなければなら
 ない。
 8 文部大臣は、振興会が成立した
 場合においては、すみやかに、旧
 債権に係る貸付金に関する事務を
 振興会に引き継がなければならない。
 9 都道府県知事は、振興会が成立
 した場合においては、すみやかに
 に、旧債権に係る貸付金のうち昭
 和二十一年度分の私立学校施設建
 物復旧費貸付金から貸し付けられ
 たものに関する事務を振興会に引
 き継がなければならない。
 10 前二項の規定による事務引継の
 場合においては、文部大臣又は都
 道府県知事は、証書、帳簿その他
 の書類を調査し、処理未了若しくは
 未着手の事項又は将来処理すべ
 き事項については、その処理の順
 序及び方法並びにこれに対する意
 見を記載しなければならない。

11 この法律中学校法人には、当分
 の間、学校教育法第二百二條第一項
 の規定により私立の盲学校、ろう
 学校、養護学校及び幼稚園を設置
 する民法第三十四條の法人を含む
 ものとする。
 12 第五條第三項の規定により振興
 会が承継した旧の抵当権の移転の
 登記には、登録税を課さない。
 13 第八條の規定は、この法律施行
 の際現に私立学校振興会という名
 称又はこれに類似する名称を用い
 ている者については、この法律施
 行後六月を限り適用しない。
 14 登録税法(明治二十九年法律第
 二十七号)の一部を次のように改
 正する。
 第十九條但書中「第二号ノ二、」
 を第二号ノ四、「に改め、同條第
 七号中「大日本育英会、」の下に
 「私立学校振興会、」を、「大日本
 育英会法、」の下に「私立学校振興
 会法、」を加え、同條第十八号中
 「大日本育英会、」の下に「私立学
 校振興会、」を加え、同條に次の
 一号を加える。
 二十二 私立学校振興会が私立学
 校振興会法ノ規定ニ依り為ス貸
 付業務ノ為ニスル建物又ハ土地
 ノ抵当權ノ取得ノ登記
 15 印紙税法(明治三十二年法律第
 五十四号)の一部を次のように改
 正する。
 第五條第六号ノ九の次に次の一
 号を加える。
 六ノ十 私立学校振興会ノ発ス
 ル証書帳簿

16 所得税法(昭和二十二年法律第
 二十七号)の一部を次のように改
 正する。
 第三條第十号中「大日本育英
 会、」の下に「私立学校振興会、」
 を加える。
 17 法人税法(昭和二十二年法律第
 二十八号)の一部を次のように改
 正する。
 第四條第四号中「大日本育英
 会、」の下に「私立学校振興会、」
 を加える。
 18 地方税法(昭和二十五年法律第
 二百二十六号)の一部を次のよう
 に改正する。
 第二十四條第三号中「法令によ
 る公団、」の下に「私立学校振興
 会、」を加え、第二百九十六條中
 「国民健康保険団体連合会、」の下
 に「私立学校振興会、」を加え、第
 三百四十八條第一項第十一号に次
 の一号を加える。
 十二 私立学校振興会が直接そ
 の事業の用に供する固定資産
 第七百四十三條第三号中「大日
 本育英会、」の下に「私立学校振興
 会、」を加える。
 私立学校振興会法(内閣提出)に關
 する附則書
 (前掲法案の附則ニ掲載)

○竹尾式君發聲)
 大私立学校振興会法案につきまして、
 その概要並びに委員会におきまして審査
 の結果を簡単に御報告申し上げます。
 まず政府原案の概要を御説明申し上げ
 ます。わが国の学校教育におきまして
 私立学校がその数におきましても
 極めて重要な地位を占めているば
 かりではなく、それ、特有の伝統と
 學風とを備えて教育の進展に寄與され
 て来たことは、御承知の通りでござい
 ます。ただ私立学校の現状については
 なほ遺憾とされております。それは、学
 校経営に関する財政的基礎がきわめて
 不安定な状態に陥れております。ため
 に私立学校の健全な発達を阻害してい
 る点でありまして、かかる欠陥をすみ
 やかに改善除去いたしまして、私立学
 校の自主性をいよ、尊重しながら、
 私立学校経営の助成に関する恒久的制
 度を確立しようとしたことが、本
 案提出の理由でございます。

次に本法案の内容について大要を申
 上げますと、第一、この法律によ
 りまして設立されます私立学校振興会
 というものは、私立学校の経営に關し
 必要な資金の貸付をいたし、私立学校
 教育の助成その他私立学校教育に對す
 る親世に必要な業務を行うことを目的
 としたことを特別法人でございまし
 て、その資本金は約二十一億四千万
 円、この金額が政府出資によるもので
 ございます。しかしながら、そのうち
 現金出資は三億九千万円、他の約十七
 億五千万円は、昭和二十一年度以降に
 おいて政府から私立学校の設立者また
 は都道府県に對して貸付をいたしま
 した、いわゆる私立学校施設復旧費
 貸付金等の貸付金の債権でございま
 す。そこで、現金出資の額は、私立学
 校の資金需要額をまかないますの
 は、はなはだ不十分でございまして
 で、今後の機会におきまして資本金の
 増額に努め、その運営に支障なからし
 めたいという仕組みになつておりま
 す。この法案の内容の第二としては、
 振興会の役員並びに振興会の諮問機關
 としての諮議員に關する規定を設
 け、第三には、振興会の行う業務とい
 いたしまして、資金の貸付のみならず、
 私立学校職員の研究、福利厚生等に對
 する貸付または助成等を行うことを規
 定いたします。第四には、振興会は文
 部大臣により監督を受けることを規定
 してあるのでございます。
 さて文部委員会といたしましては、
 去る三月六日、本案が委員会に付託と
 なりまして以来、前後三回にわたり質
 疑応答を頂ねます一方、特に参考人と
 いたしまして明治大学法學部長野田
 孝明君ら四名の私学関係者に文部委員
 会に出席を求めまして意見を聴取いた
 します等、本案立案の趣旨を十分に
 瞭解いたしまして、慎重審議を行つた
 のでございまして、

昭和二十七年三月十八日 衆議院會議録第二十一号 私立学校振興会法案

昭和二十七年三月十八日 衆議院會議第二十一号 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案外二件

三〇六

かくて、三月十四日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、まず自由党若林委員より、次のこと三項目にわたる附帯条件を付して原案に賛成の意見が述べられました。すなわち一、わが國の教育上における私立学校の地位の重要性にかんがみ、政府は、私立学校振興会法の成立後、なるべくすみやかな機会に、私立学校振興会に対し、相当大幅な資金の増額を行うこと。

二、第五條第二項の災害私立学校復旧貸付金等の取扱については、災害私立学校の復興に支障を来さないように配慮すること。

三、私立学校教職員の特利厚生対策については、教育基本法第六條の趣旨に基づいて、国立の教職員と均衡を保てるような別途の施策を考慮すること。

これに對して、改進黨の笹森委員、日本社会党の松本七郎委員、社会民主党的小林進委員、無所属の小林信一委員より、それ／＼若林委員の附帯条件に賛成しつつ原案に賛成の意見が聞取せられ、松本委員よりは、なお私立学校振興会の役員のうち私学関係者をも加えられたいとの希望事項が付けられたのでございます。次いで日本共産党渡部委員より原案に反対の意見が述べられましたが、採決の結果、起立多数をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。(拍手)

右御報告申し上げます。

○議長(林謙治君) 討議の通告があります。これを許します。今野武雄君。(今野武雄君登壇)

○今野武雄君 日本共産党は、この法案に對して断固反対するものであります。

われ／＼も、最近までの戦後における私立学校の経営が非常に困難であること、特に学生諸君の授業料などが国立学校に比して数倍高いという事実、そうしてこのままでおれば、私立学校としての特色はほとんどなくなつて、遂には国立学校よりもつと強力でもつて一経済的な力その他でもつて、ファアツシ的な支配者のために押えつけられるであらうということを押えて来たのであります。また、たまたまこの法案を見ますに、まさにその憂慮が実現して来つたことを感ずる次第でございます。(拍手)

第一に、このような私立学校振興会というものをつくつて、それによつて、三億九千万の金を支出して、それによつて日本の伝統ある早稲田、聖徳その他の私立学校全体を文部大臣の手に握つてしまふということ、これはまさに押しがふといつていいと思つております。(拍手)その点

は、役員を選出などには突に明瞭に現われておるのでございます。つまり、役員には少しも私立学校の当局者、職員、学生などの意見をいれる余地がなく、てんから文部大臣が任命することになつておる。

元來、最近においては、自由党の諸君の間には、教育委員会の委員を任命制にせよというふうな、いわゆる逆コースの議論が盛んに横行しておる。それはかりでなく、行政協定の締結を機会に、東京では区長の公選をやめて、区長を任命制にするという線が、やはり自由党の諸君の線から強く出ている。これに對しては、たゞ自由党に属する諸君といふことも、区議員なども含めて、東京市民全部反對しておる。ところが、強力にこの東京を自由自在に軍事的な目的その他の目的に使用するために、監視庁なども政府の手に収めるために、強硬に、その一環として区長の任命制というよきなことを持ち出しておる。そういうよきな一貫した、民主主義を逆行させようという方策が、現在の政府によつて行われつつある。この一環として、この私立学校振興会の役員を選出方法を見るときに、われ／＼は、まさにここでは明らかにその逆コースが驚愕な形で出ておるということをおぼろげを得ないのであります。

しかも、その目的が一体那邊にあるかということは、今回の行政協定のめとに行われたリッジウエイ氏と吉田首相との会談においてはつきり示されておるようでござります。すなわち日本において、学生諸君は特に強く徴兵に

反對しておる。再軍備に反對しておる。われ／＼國民は、たれも日本が戦場になるのを喜ぶ者はいない。特にまつ先にこの徴兵によつてとられて、そして、これによれば、アメリカ軍の指揮のもとに外國にどん／＼と出かけなければならぬといふ、そういうおそれを持つておる学生諸君は、すべての青年諸君と一緒になつて、徴兵反對の運動をやつておる。これに對して政府は彈圧をしておるけれども、彈圧くらいではどうにもならない。その彈圧の一端は特高警察の復活となつて、この間の東大の例の手續問題、こゝうとこゝろで明確な証拠があがつて来ておる。こゝういふうなことがどん／＼行われておる。

そして、リッジウエイ大將は吉田首相に何を要請したか。現在のよきな、はつきりした再軍備反對の勢があつたのじや困る、これを何とか降壓して、しずめてもらいたい、何とか再軍備の空気をつくり出せといふことを言つておる。この問題では、教育問題が一番重要問題であります。こゝういふ問題に對しても統制を加えるのに、この私立学校振興会法なるものは非常に巧妙にできておる。つまり、経済的な面から制制を加えて、やはり学校教育においても再軍備を鼓吹するよきな、そういう教育をやらせて行こうといふ、こゝういふ要請があつて現われておるわけでありませう。

反對しておる。再軍備に反對しておる。われ／＼國民は、たれも日本が戦場になるのを喜ぶ者はいない。特にまつ先にこの徴兵によつてとられて、そして、これによれば、アメリカ軍の指揮のもとに外國にどん／＼と出かけなければならぬといふ、そういうおそれを持つておる学生諸君は、すべての青年諸君と一緒になつて、徴兵反對の運動をやつておる。これに對して政府は彈圧をしておるけれども、彈圧くらいではどうにもならない。その彈圧の一端は特高警察の復活となつて、この間の東大の例の手續問題、こゝうとこゝろで明確な証拠があがつて来ておる。こゝういふうなことがどん／＼行われておる。

そして、リッジウエイ大將は吉田首相に何を要請したか。現在のよきな、はつきりした再軍備反對の勢があつたのじや困る、これを何とか降壓して、しずめてもらいたい、何とか再軍備の空気をつくり出せといふことを言つておる。この問題では、教育問題が一番重要問題であります。こゝういふ問題に對しても統制を加えるのに、この私立学校振興会法なるものは非常に巧妙にできておる。つまり、経済的な面から制制を加えて、やはり学校教育においても再軍備を鼓吹するよきな、そういう教育をやらせて行こうといふ、こゝういふ要請があつて現われておるわけでありませう。

そのいふ意味において、われ／＼は現在暫を立てて行われておるこの日本の植民地化、そして日本を戦争に巻き込もうとするその政策の一端としてこれを見て、これに對して断固として反對せざるを得ないわけでありませう。(拍手)

○議長(林謙治君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(林謙治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林謙治君) 日程第四、塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案、日程第五、農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、日程第六、日本専売公社法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長佐藤重雄君。

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律

塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 昭和二十六年に発生した災害に因り其大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分についての第三條第一項の規定による補助金の金額は、同條第二項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八

二 塩田防災施設に係るもの 当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九

4 前項の地域は、公社の總裁が指定する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前塩田等災害復旧事業費補助法(以下「法」という。)第四條の規定により補助金交付申請書を公社に提出した者は、当該申請書に係る補助金の金額について法附則第三項の規定の適用を受けようとするときは、昭和二十七年三月三十一日までに、同項に規定する政令で定める額をこえる部分の事業費についての補助金につき、補助金額額交付申請書を公社に提出しなければならない。

5 法第三條第一項の規定による昭和二十六年に発生した災害により被害を受けた塩田等の補助金については、法第六條第一項中「前條第二項」とあるのは「前條第二項(塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。)」と、法第六條第二項中「前條第一項」とあるのは「前條第一項(塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。)」と、法第六條第三項中「第三條」とあるのは「第三條及び附則第三項」と読み替へるものとする。

3 法第五條の規定は、前項の規定による補助金額額交付申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、法第五條第一項中「第三條の規定により交付することとなる補助金」とあるのは、「附則第三項の規定による補助金の金額と第三條第二項の規定による補助金の金額との差額」と読み替へるものとする。

4 この法律施行の際までに法第三條第一項の規定による補助金で法附則第三項の規定の適用を受けるものについて法第四條の規定による補助金交付申請書を公社に提出していない者が、法第三條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする場合における法第四條及び第五條の規定の適用については、法第四條中「災害が発生した日から二月以内」とあるのは「昭和二十七年三月三十一日まで」と、法第五條中「第三條」とあるのは「第三條及び附則第三項」とする。

附則

昭和二十七年三月二十八日 衆議院會議録第二十一号 塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案外二件

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の次に次の一條を加える。

第三十四條の二 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き当該事業年度内にその支出を終わらない見込のあるものについては、あらかじめ同会の議決を経て、翌事業年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌事業年度に繰り越して使用することができる経費を繰越明許費という。

第三十六條に次の一項を加える。

2 公社は、前項の予備費を使用して、なお事業のため直接必要とする歳出予算に不足を生じたときは、予算の定めるところに従い、

専売品の売上量の増加により収入の見積をこえる収入に相当する金額の一部を事業のため直接必要とする経費に使用することができる。

第四十三條の三中「公社は、」の下に「繰越明許費の金額を除く外」を加え、「歳出予算」を「歳出予算の経費の金額」と、「生じなかつたもの」に替する経費の金額と「生じなかつたもの(当該契約その他支出の原因となる行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)」に改める。

第四十三條の十八中「市中銀行」を「銀行その他大臣の指定する金融機関」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

「最終号の附録に掲載」

「佐藤重雄君發議」

○佐藤重雄君 六だいま議題となりました塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず塩田等災害復旧事業費補助法の

三〇七

昭和二十七年三月十八日 衆議院會議録第二十二号 議長の報告

一部を改正する法律案の提案趣旨について申し上げます。

本法律案は、昭和二十六年に発生した災害により激甚な被害を受けた地方の塩田等の災害復旧事業につきまして、事業施行者の負担を緩和するため、災害復旧事業費が政令で定める額を越える場合には、その越えた部分について、特に補助率を、塩田及び濃縮施設については現行の十分の五より十分の八に、塩田防災施設については現行の十分の六・五より十分の九にそれぞれ引上げることとし、もつて塩の生産確保をはかるうとするものであります。

次に、農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案の提案趣旨を申し上げます。

この法律案は、農林漁業資金融通特別会計における貸付金の財源を拡充するために、同会計の資本額を越えて借入金を行うことができることとするるとともに、資金運用部のほか、新たに米関係日援助見返資金特別会計からも借り入れることができることとしたこととするものであります。

次に、日本専売公社法の一部を改正する法律案の提案趣旨について申し上げます。

この法律案は、専売事業の円滑な遂行に資するため、日本専売公社の会計制度の合理化をはかることを目的としたものであります。改正のおもなる

点は大要次の三点であります。まず第一点は、予算の繰越しに関する制度を拡張したことでありまして、

現行のいわゆる事故繰越しの範囲を若干拡張するとともに、新たに歳出予算の繰越の性質上または予算成立後の事由に基き、その事業年度内に支出を終らない見込みのあるものにつきまして、あらかじめ閣議の議決を経て、繰越明許費として計上できることとしたのであります。第二点は、彈力條項、すなわち専売品の売上げ増加の場合の経費の増額使用に関する制度を設けたことでありまして、予備費を使用してもなお経費に不足を生じます場合に、専売品の売上げの増加に基き、この予備見積額を越える収入増加額の二部を、事業のため直接必要とする経費に使用することができることとした次第でございます。最後に第三点といたしまして、公社の業務にかかるとる現金の預託期間に関する規定を整備したことでありまして、預託期間の中に新たに大蔵大臣の指定する金融機関を加えることとし、農林協同組合に対しましては現金を預託できることとしたのであります。

以上の三法律案につきましては、それぞれ政府当局より提案理由の説明を聴取し、数日にわたつて慎重審議の結果、去る十五日、右三案を一括して、討論を省略の上、ただちに採決いたしましたところ、起立賛成をもつてそれぞれ原案の通り可決いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林譲治君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。

午後一時四十二分散会
本日はいこれにて散会いたします。

出席國務大臣
文部大臣 天野 貞祐君
農林大臣 廣川 弘毅君
國務大臣 山崎 猛君
出席政府委員
大蔵政務次官 西村 直巳君
農林政務次官 野原 正勝君

朗読を省略した報告
一、去る十三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
国の利害に関する訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律
一、去る十三日本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員益谷秀次君及び同水田三喜男君を指名した旨内閣に通知した。

原邦一、去る十三日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る十四日閣会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
千九百二十二年一月二十三日に（イ）千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーブで、千九百三十一年十一月二十七日に、千九百三十六日にジュネーブで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求むるの件
一、去る十四日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く監獄庁関係諸命令の措置に関する法律
真珠養殖事業法
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別訓練庁関係諸命令の廃止に関する法律
母民貯蓄組合法の一部を改正する法律
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律
一、去る十四日近畿委員議院事務局長から大連事務局長宛、衆議院は彈劾裁判所裁判員棚橋小虎君、同予備員宮城タマヨ君、同松永義雄君及び同東九義賢君の辞任による補欠として次の

者を選挙した旨の通知書を受領した。
裁判員 松永 義雄君
予備員 第二順位 中山 福藏君
第三順位 三橋八次郎君
第四順位 小林 亦治君
一、去る十四日佐藤参議院議長から林議長宛、衆議院は衆議院議員根本龍太郎君が経済安定本部顧問に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。
よつて閣会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨衆議院に通知した。

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る十二日議長において承認した三宅喜二郎を去る十四日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、昨十七日、内閣総理大臣から國家公安委員に花井忠君を任命したいので警察法第五條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、昨十七日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
統計委員会 美濃部亮吉 常任委員
國家消防庁 滝野 好鶴 管理局長
入国管理庁長 鈴木 政勝 判調査部長
一、去る十二日執行の東京第六区に

おける衆議院議員補欠選挙の結果、
熊木虎三君及び新井京太君が当選し
た日、公職選挙法第八條第三項の
規定により去る十四日全閣選務管理
委員会委員長から議長宛の通知を受
領した。

一、去る十四日当選証書の対照を終つ
た議員は次の通りである。
東京都第六区選出 熊本 虎三君
一、昨十七日当選証書の対照を終つた
議員は次の通りである。
東京都第六区選出 新井 京太君
一、去る十四日召集に応じた議員は次
の通りである。
東京都第六区選出 熊本 虎三君
一、昨十七日召集に応じた議員は次の
通りである。
東京都第六区選出 新井 京太君
一、去る十五日衆議院規則第十四條に
より議長において、議席を次の通り
指定した。

地方行政委員
中曾根康弘君 竹山晴太郎君
法務委員 田方 廣文君
農林委員 石井 繁九君
予算委員 中村 寅太君
懲罰委員 石川金次郎君
一、去る十四日外務委員会において
次の通り理事を補欠選任した。
理事 並木 芳雄君(理事並木芳
雄君去る六日委員辞任に
つきその補欠)
一、去る十四日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。
人事委員 竹村奈良一君
地方行政委員 八百板 正君
法務委員 田中 龜平君
農林委員 足鹿 覺君
非之口政雄君 梨木作次郎君
懲罰委員 一、去る十四日議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。
人事委員 非之口政雄君
地方行政委員 足鹿 覺君
法務委員 梨木作次郎君
農林委員 竹村奈良一君 八百板 正君
懲罰委員 田中 龜平君
一、去る十五日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。
内閣委員 今野 武雄君
人事委員 非之口政雄君
大政委員 塚田十一郎君
水産委員 木村 榮君
労働委員 柄澤まよ子君

一、去る十五日議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 柄澤まよ子君
人事委員 木村 榮君
大政委員 大上 可君
水産委員 非之口政雄君
労働委員 今野 武雄君
一、去る十三日厚生委員長から提出し
た次の公職選挙法承認要求に対し、
議長はこれを承認した。
公職選挙法承認要求書
一、公職選挙法を閉こうとする議案
職傷病者職没者遺族等援護法案
(内閣提出第六六号)
一、意見を閉こうとする問題
職傷病者職没者遺族等援護に
右によつて公職選挙法を閉こうする議
案規則第七十七條により承認を求
める。
昭和二十七年三月十三日
厚生委員長 大石 武一
衆議院議長林龍治殿
一、去る十三日厚生委員長から次の公
職選挙法承認要求書提出した。
公職選挙法承認報告書
一、公職選挙法を閉こうする議案
職傷病者職没者遺族等援護法案
(内閣提出第六六号)
一、意見を閉こうする問題
職傷病者職没者遺族等の援護に
ついて
一、公職選挙の日時
昭和二十七年三月二十五日及び
二十六日、午前十時

右によつて公職選挙法を閉こうしたか
ら衆議院規則第七十九條により報告
する。
昭和二十七年三月十三日
厚生委員長 大石 武一
衆議院議長林龍治殿
一、去る十三日内閣から提出した議案
は次の通りである。
郵政事業特別会計法及び電気通信
事業特別会計法の一部を改正する
法律案
失業保険法の一部を改正する法律
案
公営住宅法第六條の規定に基づき、
承認を求むるの件
一、去る十三日委員会に付託された議
案は次の通りである。
郵政事業特別会計法及び電気通信
事業特別会計法の一部を改正する
法律案(内閣提出第六七号)
失業保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出第六八号)
公営住宅法第六條の規定に基づき、
承認を求むるの件(内閣提出、承
認第三号) 建設委員会 付託
一、去る十三日衆議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。
農業共済再保険特別会計の繰入不
足を補てんするための一般会計か
らする繰入金に関する法律案
日本輸出銀行法の一部を改正する
法律案

一、去る十三日衆議院送付の次の内閣
提出案を可決した旨衆議院に通知し
た。
一、去る十四日議員から提出した議案
は次の通りである。
昭和二十六年十月の台風による木船
災害の復旧資金の融通に関する特別
措置法案(瀬戸山三男君外四十
二名提出)
一、去る十四日内閣から提出した議案
は次の通りである。
行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案
租税特別措置法等の一部を改正する
法律案
資産再評価法の一部を改正する法律
案
通行税法の一部を改正する法律案
災害被害者に対する租税の減免、徴
收猶予等に関する法律の一部を改正
する法律案
一、去る十四日委員会に付託された議
案は次の通りである。
行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第六九号)
租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第七〇号)

昭和二十七年三月十八日 衆議院会議録第二十一号 議長報告

昭和二十七年三月十八日 衆議院會議録第二十二号 議長の報告

養蚕再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)
通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

災害被害者に対する租税の減免、徴收手続等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

以上四件 大蔵委員会 付託
昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(關谷勝利君外一名提出、衆法第四号) 運輸委員会 付託

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案(瀬戸山三男君外四十二名提出、衆法第五号) 建設委員会 付託

一、去る十四日衆議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。
千九百二十二年一月二十三日(ヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年七月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めるの件

一、去る十四日衆議院において、第十二回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
真珠養殖事業法案
一、去る十四日衆議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案
國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
地方税法の一部を改正する法律案
資金運用部預託金利率の特例に関する法律案
商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案
漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案
漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号) 地方行政委員会 付託

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案(内閣提出第七五号)
漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)
漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第七八号)

以上三件 大蔵委員会 付託
商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案(内閣提出第七六号) 運輸委員会 付託
一、昨十七日内閣から提出した議案は次の通りである。
船員保険法の一部を改正する法律案
一、昨十七日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
図書館法の一部を改正する法律案
一、昨十七日委員会に付託された議案は次の通りである。
船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号) 厚生委員会 付託
一、昨十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
図書館法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(予) 文部委員会 付託
一、昨十七日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(關谷勝利君外一名提出) 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案(瀬戸山三男君外四十二名提出)
一、去る十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
小貝川合流点附替えに関する質問主意書(竹尾式君提出)
配給辞退の米麦の取扱いに関する質問主意書(井上良二君提出)
一般乗用旅客自動車運送事業に関する質問主意書(岡田春夫君提出)
進学適性検査に関する質問主意書(並木芳雄君提出)
水あめ製造業に対する物品税に関する質問主意書(床次徳二君提出)
沖繩及び奄美大島航路に関する質問主意書(床次徳二君提出)

定部 一部 十 四 行所 東京郵政区本村四一五 電話九段四四二 郵政省印刷局 電話九段四四二 印刷局 電話九段四四二

昭和二十七年三月十八日 衆議院會議録第二十二号 議長の報告